

議第26号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9,289人」を「9,192人」に改め、同項第2号中「37人」を「36人」に改め、同項第5号中「2,529人」を「2,565人」に、「876人」を「965人」に改め、同項第9号ア中「1,704人」を「1,619人」に改め、同号イ中「1,655人」を「1,622人」に改め、同項中「17,248人」を「17,068人」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、交通事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。